【訪問看護ステーション重要事項説明書】

1. 事業所の概要

事業所名	公立丹南病院訪問看護ステーション
所 在 地	鯖江市三六町1丁目2-31
提供可能サービス	訪問看護•介護予防訪問看護
事業者番号	1860790045
管 理 者	竹内 由紀子
連絡先	0778-52-2050

2. 事業所の職員体制

管理者(看護師)	1名	常勤(兼務)
看 護 師	7名	常勤5名(内1名兼務)非常勤2名
理学療法士等	2名	非常勤2名
事務担当者	1名	常勤(兼務)

3. 事業所のサービス方針

- (1) ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係市町、地域の保健・ 医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 訪問看護サービス内容

• 症状、障害の観察、健康管理

• 健康維持、改善への指導、支援

・療養、看護、介護方法の指導支援

・食事ケア、栄養管理、排泄 清潔ケア

• 医療機器の管理

人工呼吸器の管理

家族など介護者の支援

• 摂食 嚥下訓練、口腔ケア

• ターミナルケア

• 認知症や精神疾患の方の看護

・保健、福祉サービス等の活用支援

• リハビリテーション

• 医師の指示による医療処置

気管カニューレ管理、吸引、吸入、中心静脈栄養管理、経管栄養管理、胃ろう管理 膀胱留置カテーテル管理、腎婁の管理、ストーマのケア、褥瘡創傷の処置、インスリン自己注射

5. 営業時間及び実施地域

営業日

月曜日~土曜日

営業時間

平日 : 8時30分~17時00分まで

土曜日:8時30分~12時30分まで

休業日

日曜日、祝日

年末年始(12月29日~翌年1月3日)

実施地域

 鯖工市全域
 福井市【麻生津・清明】
 越前町【朝日地区・宮崎地区】

越前村家地区【北新庄•西•東•国高•吉野•大虫•服間•南中山】

営業時間外の対応

電話等により、24 時間常時連絡が可能、また、緊急時訪問看護を必要に応じて行

える体制です

6. サービス利用料及び利用料負担

(1) 介護保険 による訪問看護・介護予防訪問看護料金

(1)訪問看護費

②介護予防訪問看護費

	訪問時間	利用者負担		訪問時間	利用者負担
訪看 [1	20 分末満	314 単位/回	予訪看 [1	20 分末満	303 単位/回
訪看 [2	30 分未満	471 単位/回	予訪看 I 2	30 分未満	451 単位/回
訪看 [3	30分~60分未満	823 単位/回	予訪看 [3	30 分~60 分未満	794 単位/回
訪看 [4	60 分~90 分未満	1,128 単位/回	予訪看 [4	60分~90分未満	1,090 単位/回
訪看 I 5	20分	294 単位/回	予訪看 I 5	20分	284 単位/回
(PT等)	40 分を超える場合	上記単位の90/100	(PT等)	40分を超える場合	上記単位の50/100

※各(介護予防)訪問看護費には、サービス提供体制強化加算 [(1) 6単位/回 が加算されます。

※PT 等が行う介護(予防)訪問看護について、看護職員による訪問回数を超えている場合 8 単位/回の減算、PT 等が行う介護予防訪問看護で、初回訪問より 12 月を超える場合 5 単位/回の減算、既に初回訪問より 12 月を超え且つ看護職員の訪問回数を超えている場合さらに 15 単位/回の減算となります。

③退院時共同指導加算

4) 初回加算

退院時共同	利用者負担	初回	(I)退院	当日看護師訪問	(I) (I)	以外の訪問
指導加算	600 単位/回	加算	利用者負担	350 単位/月	利用者負担	300 単位/月

③は入院中に主治医等と連携し在宅での療養上必要な指導を行った場合に加算します。

4は新規に訪問看護計画を作成した方の初回の訪問看護を行った月に算定します。

⑤ 看護体制強化加算

6 緊急時調料

看護体制強化加算 I	看護体制強化加算 I	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)
利用者負担 550 単位/月	利用者負担 200 単位/月	利用者負担 600単位/月	利用者負担 574 単位/月

⑤は当事業所が算定基準を満たす提供体制である場合1ヶ月に1回算定します。

⑥の(I)(I) 共に看護に関する意見を求められた場合常時対応できる体制で、(I) は且つ緊急時訪問の看護業務負担軽減対策の整備がされている場合算定します。

7特别管理加算

8専門管理加算

特別管理加算	利用者負担	専門管理加算(専門の研修を受	利用者負担
I. I	I 500 単位 、II 250 単位/月	けた看護師が計画しサービス実施)	250 単位/月

(ア)は医学的に特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算します。

② 複数名訪問看護加算 (同時に複数の看護師等により訪問看護を行った場合に加算します。)

	訪問時間	利用者負担(看護師等と)	利用者負担(補助者と)
複数名 訪 問	30 分未満	254 単位/回	201 単位/回
看護 加算	30 分以上	402 単位/回	317 単位/回

⑩ 長時間訪問看護加算

11 口腔連携強化加算

長時間 訪問	利用者負担	□腔連携	利用者負担
看護加算	300 単位/回	強化加算	150 単位/回

①は口腔の健康状態を評価し歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合に算定します。

⑩は特別管理加算の対象者に対して1時間30分を超える訪問看護を行った場合に算定します。

12 ターミナルケア加算

③ 夜間・早朝加算、深夜加算

ターミナル	利用者負担
ケア加算	2500 単位/回

夜間	夜間(18:00~22:00)	所定単位数の 25/100/回 加算
早朝加算	早朝 (6:00~8:00)	所定単位数の 25/100/回 加算
深夜加算	深夜(22:00~翌6:00)	所定単位数の 50/100/回 加算

②は在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に加算します。

(2) 医療保険 (後期高齢者医療・各種健康保険)による訪問看護料金

①基本利用料金

	週3日まで(1日につき)	週4日以降(1日につき)
(精神)訪問看護基本療養費 [(看攤降)	5,550円	6,550円
(精神)訪問看護基本療養費 [(理学療法士等)	5,550円	5,550円
訪問看護基本療養費 I	5,550円 (2人まで)	6,550円 (2人まで)
精神訪問看護基本療養費 II	2,780 円 (3 人以上)	3,280円 (3人以上)
訪問看護基本療養費Ⅲ	8,500円	
精神訪問看護基本療養費 IV	(入院中2回まで)	

(Ⅱ)・精神(Ⅲ)は同一建物居住者である利用者。(Ⅲ)・精神(Ⅳ)は入院中に外泊する患者(算定要件あり)

	初日	2日以降 イ(管理療養費1)口(管理療養費2)
訪問看護管理療養費(1 日につき)	7,670 円	イ 3,000円 、 口 2,500円

^{*}訪問看護基本療養費III・精神訪問看護療養費(IV)(入院中の外泊)の対象者には算定しません。

②処遇改善に係る料金 (基準に該当する場合に算定します)

訪問看護バースア	利用者負担	訪問看護ベースアッ	利用者負担
ップ。評価料(I)	780円/月	プ評価料(Ⅱ)	10円/月~500円/月

③病状、状況によって加算される料金

長時間(精神科)訪問看護加算(週3回まで ただし算定要件あり)	5,200 円		
(精神科)緊急訪問看護加算(1 日につき)イ 14 日目/月まで	イ 2,650 円、		
□ 15 日目/月以降	口 2,000 円		
特別管理加算 (利用者の状態に応じ2500円または5000円)	2500円 または 5000円		
退院時共同指導加算 (退院退所につき1回限り 算定要件あり)	8,000 円		
退院支援指導加算	6,000 円		
リ 長時間の場合 (15歳末満 (準) 超重定児 別表 8、特別指示の人)	8,400 円		
特別管理指導加算(厚生労働省指定疾患)	2,000 円		
在宅患者連携指導加算 (月 1回まで)	2,000 円		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月 2回まで)	2,000 円		
ターミナルケア療養費	25,000 円		

④訪問の状況、又は希望により契約された場合の加算料金

24 時間対応体	24 時間対応体制加算 イ(24 時間対応体制における看護業務負担軽減取組あり) 6,800円/月1回				
11		口 イ以外の場合	6,520円/月1回		
早朝•夜間	加算	(6:00~8:00) (18:00~22:00)	2,100円		
深夜	加算	(22:00~翌6:00)	4,200円		

^{*2}日目以降の管理療養費1、2は、事業所の基準が該当するイロいずれかを算定します。

複数名訪問看護加算		
看護師等と同行の場合	(同一建物内2人まで)	4,500 円
看護師等と同行の場合	(同一建物内3人以上)	4,000 円
その他の職員と同行 1日に1回の場合	(同一建物内2人まで)	3,000円
その他の職員と同行 1日に1回の場合	(同一建物内3人以上)	2,700 円
その他の職員と同行(別表7・8、特別指示の人)	1日に2回(// 2人まで)	6,000円
その他の職員と同行(別表7・8、特別指示の人)	11 (113人以上)	5,400円
その他の職員と同行(別表7・8、特別指示の人)	1日に3回(// 2人まで)	10,000円
その他の職員と同行(別表7・8、特別指示の人)	11 (113人以上)	9,000円

^{*}上記その他の職員とは、看護1等又は看護補助者です。

複数名精神科訪問看護加算 看護師等と同行1日に1回の場合	4,500円
(算定要件あり) 11 2回の場合	9,000円
11 3 回の場合	14,500円
難病等複数回訪問加算 (1日2回訪問、同一建物内2人まで)	4,500円
(厚生労働省 指定疾患) (11 同一建物内 3 人以上)	4,000円
(1日3回以上訪問、同一建物内2人まで)	8,000円
(1日3回以上訪問、同一建物内3人以上)	7,200円
乳幼児加算 (6歳未満の乳幼児 1日につき)	1,300円
" ("で別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合 1 日につき)	1,800円
専門管理加算(緩和が、褥瘡が、若しくは人工肛門が及び人工膀胱がに係る専門の研修を受けた看	2,500円
護師又は特定行為研修を修了した看護師が計画的管理を実施する)	/月1回
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50円

情報提供療養費	1 算定対象	*厚生労働大臣が定める疾病等の利用者	
		*精神障がいの利用者又はその家族	
		*18 歳未満の児童	1,500円
IJ	必要な情報の提供先	*市町村 *指定特定相談支援事業者	/月1回
	(求めに応じて)	*都道府県 *指定障害児相談支援事業者	
情報提供療養費	2 算定対象	*18 歳未満の超重症児又は準超重症児	
		*厚生労働大臣が定める疾病等で18歳未満の利用者	1,500円
IJ	必要な情報の提供先	*保育所等 *幼稚園 *小学校 *中学校	/ 各年度
	(求めに応じて)	*高等学校 *義務教育校 *中等教育学校	入学等
		*特別支援学校 * 專修学校 * 高等専門学校	
情報提供療養費	3 算定対象	*入院・入所する利用者	
			1,500円
IJ	必要な情報の提供先	*保険医療機関 *介護老人保健施設	/月1回
	(求めに応じて)	*介護医療院	

⑤該当保険の自己負担割合分(料金の目安)

以下の利用者負担(料金目安)表は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。「償還払い」となる場合は、いったん契約者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(7割~9割)を請求することとなります。

	週1回	週2回	週3回
利用者負担(1 割負担)	約5,600円/月	約9,000円/月	約12,500円/月
利用者負担(3割負担)	約16,900円/月	約27,200円/月	約37,500円/月

(3) オプション (介護・医療 保険給付外) 料金

1.) 医療保険でサービス提供時間が90分を超えた場合 (医療保険での長時間訪問看護加算対象外の訪問の場合)

営業時間内	平日(8:30~17:00) 土曜(8:30~12:30) の場合	660円加算/30分
営業時間外	深夜(22:00~翌6:00)の場合	1,760 円加算/30 分
	休日、及び休日以外の上記を除く時間の場合	1,320 円加算/30 分

2) 保険給付対象外の場合

	-	
	平日 (8:30~17:00) 土曜 (8:30~12:30) で	
営業時間内	通常の訪問看護サービス以外(介護・医療保険を使えない場合)	
	*外出同行サービス、入院中の外泊時訪問 など	
	1 回の訪問が60 分未満まで	7,700 円
	その後サービス提供が60分を超える場合	1,100 円加算/30 分毎
	深夜(22:00~翌6:00)の場合、1回(60分末満)	9,900円
	その後サービス提供が60分を超える場合	2,200 円加算/30 分毎
営業時間外	休日、及び休日以外の上記を除く時間の場合 1回(60分末満)	9,020 円
	その後サービス提供が60分を超える場合	1,760 円加算/30 分毎
死後の処置		5,500円

*上記オプション料金は消費税込みの金額です。

(4) 利用の中止、変更について

利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更する場合は、速やかにご連絡ください。
利用前日までに連絡が無かった場合、利用者負担額と同等額をお支払い頂く場合があります。但し、容体の急変など緊急の場合や、やむを得ない事情による場合は、この限りではありません。

利用前日までに申し出があった場合	無料
利用前日までに申し出がなかった場合	当日利用料の10~30% (該当保険の自己負担割合分)
利用的ロダイに中へ口がなが、ブロ郷ロ	ただし、利用者自己負担割合が0%の場合は当日利用料の10%

(5) その他

- 1)システムの都合上、年に数回サービス計画と異なる曜日にサービス提供日の変更をお願いすることがあります。
- 2) 指定感染症や自然災害等が発生した場合、状況によっては訪問を控えさせていただいたり、連携をとっている他の訪問看護事業所の職員が訪問させていただくことがあります。
- 3) 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いをお願いします。
 - ① 預金口座自動振替(福井信金のみ手数料無料) ② 銀行振込(手数料は利用者負担) ③ 現金払い
- 4)自己負担金の領収証は再発行できません。ご希望の場合は**有料**にて**支払証明書を**発行いたします。 支払証明書は、1ヶ月につき1枚発行、料金は1枚 1,100円 です。

7. 緊急時の対応について

サービス提供時に事故や緊急事態が発生したときには速やかに状況を判断し、必要時応急手当を実施するとともに、医師等に報告を行い対応します。

8. 秘密保持について

事業所が知り得た情報について、他のサービス利用時やサービス担当者会議等で、情報を共有する必要が生じた場合、文書により同意を得、利用者個人及び当該家族の個人情報を提供させていただきます。 ただし医療上緊急の場合には医療機関等に利用者に関する情報を提供できるものとします。

9. 人権擁護・虐待防止について

①サービス提供中に 虐待を受けたと思われる内容を発見した場合は、速やかに 家族、主治医、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター、市町に連絡を取り必要な措置を講ずるものとします。

②利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

[人権擁護・虐待防止責任者] 管理者 竹内 由紀子

10. ハラスメント対策について

事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。併せてカスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

11. 苦情・相談窓口について

サービスに関する苦情や相談に対して、迅速に対応するとともに必要に応じて各関連機関との相談調整等を行い解決に努めます。下記窓口までご連絡ください。

[ステーション内窓口] 苦情解決責任者 竹内 由紀子

TEL 0778-52-2050 FAX 0778-52-2151

受付時間 月~金曜日 8時30分~17時00分

土曜日 8時30分~12時30分

(但し、祝祭日、12月29日~翌年1月3日を除く)

[相談機関] 第三者委員

[各市町窓口]

鯖江市 長寿福祉課

所在地 鯖江市西山町 13-1

TEL 0778-51-2200 受付時間 月~余曜日

8時30分~17時15分

日祝祭日を除く

越前市長寿福祉課

所在地 越前市府中 1-13-7

TEL 0778-22-3000 受付時間 月~余曜日

8時30分~17時00分

日祝祭日を除く

越前町 高齢福祉課

所在地 越前町西田中 13-5-1

TEL 0778-34-1234

受付時間 月~余曜日

8時30分~17時00分

日祝祭日を除く

福井市 介護保険課

所在地 福井市大手 3-10-1 階

TEL 0776-20-5111 受付時間 月~余曜日

8時30分~17時00分

日祝祭日を除く

[国民健康保険連合会]

所在地 福井市西開発 4-202-1 福井県自治会館 4階

TEL 0776 (57) 1614 受付時間 月~金曜日 8時30分~17時00分 日祝祭日を除く

同意書

				年	月	
訪問看護サービスの提供	共の開始に際し	人、本書面に基	きづき重要事	頭の説明を行	ういま <i>し</i> た	Ξ.
公立丹南病院	完訪問看護ステ	テーション 管	管理者	竹内由紀	<u>7</u>	<u>ED</u>
<u>説明者名</u>					_	
私は、本書面に基づい	て重要事項の	説明を受け、	訪問看護サ	ービスの提供	開始に同	意しました。
利 用 者	住 所					_
	氏 名					<u>ED</u>
家族又は代理人	住 所					
	氏 名					印

この重要事項説明書は、厚生省令第38号(平成11年3月31日)第4条の規程に基づき、利用申込者、またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。